

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月13日

北九州市教育委員会指導企画課

1 当該公募の趣旨

本業務については、北九州市立小倉総合特別支援学校（小倉南区春ヶ丘10-3）に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医療的ケア児」という）の教育の機会の確保と、保護者の通学における付添いの負担軽減のために、通学における乗用旅客自動車の使用を提供することを目的としているが、月曜日～金曜日（休校日除く）に毎朝1台以上の寝台大型車（医療的ケア児がリクライニング車椅子で乗車できるもの）を配備する必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務の概要

（1）業務名

医療的ケア児通学支援業務（車両・小倉総合特別支援学校）

（2）業務内容

通学を支援するため、月曜日～金曜日（休校日除く）に毎朝1台以上の寝台大型車（医療的ケア児がリクライニング車椅子で乗車できるもの）及び発注者との協議により合意した送迎日分の小型車いす車両を配備できる体制を整えること。

また、車いすを使用していない医療的ケア児については、普通車両での送迎とする。

なお、委託料の支払いは実績払いとする。

発注者の指定する場所及び日時（以下「予定時刻」という。）に乗用旅客自動車

を配車し、北九州市立小倉総合特別支援学校まで運行する。（原則として、通学マップに記載されたルートのみを運行する。）

(ア) 児童生徒の自宅

- ・予定期刻に対象医療的ケア児の自宅に到着
- ・乗車介助
- ・車いす固定

(イ) 車内

- ・運行
- ・医療的ケア実施時は速やかに安全な場所に停車

(ウ) 停車

- ・降車介助

(エ) 緊急対応※

- ・緊急時は 119 番通報等の対応（通報手順書による対応）
※別契約で同乗する看護師の求めによる場合に限る。

(オ) その他、教育委員会と受託者が協議の上決定した業務

(3) 履行場所

児童生徒宅 ⇄ 北九州市立小倉総合特別支援学校（往復）

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であ

ること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 法人登記をしていること。

イ 月曜日～金曜日（休校日除く）に毎朝 1 台以上の寝台大型車（医療的ケア児がリクライニング車椅子で乗車できるもの）を配備できること。

ウ 再委託を行うことなく業務が履行できること。

エ ア～ウについて、要件を確認できる書類及び貴社（団体）の概要が分かる書類が提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号（小倉北区役所庁舎東棟 7 階）

担当課名 教育委員会学校教育部指導企画課

電話番号 093-582-2367 FAX 番号 093-581-5873

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和 8 年 2 月 13 日から令和 8 年 2 月 27 日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
9 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和 8 年 2 月 16 日から令和 8 年 3 月 2 日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
9 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。